

## 京都家庭裁判所委員会（第24回）議事概要

### 1 日時

平成27年6月22日（月）午後3時から午後5時

### 2 場所

京都家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

内田雅子，岡田愛，北村哲夫，草地邦晴，白石史子，惣脇美奈子，刀禰隆司，内藤卓，中村葉子，波床将材，林隆憲（五十音淳，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

松井家事部上席裁判官，渡邊少年部上席裁判官，大貫首席家庭裁判所調査官，松本家事首席書記官，住野少年首席書記官，多田事務局会計課長，藤田事務局長，林事務局次長，栗田事務局総務課長，平手事務局総務課課長補佐，大浦事務局総務課庶務係長，及川事務局総務課庶務係員

### 4 テーマ

大規模災害を想定した防災への取組について

### 5 意見交換（ は委員長， は委員， は裁判所からの説明）

それでは，先ほどの裁判所からの説明について，御質問，御意見をいただきたいと思えます。

立派な設備や取り組みを御紹介していただきましたが，全国の裁判所に比べて，京都家裁の取り組みというのは，どの程度のものなのでしょうか。特に，花折断層があるから京都家裁は強化しているのでしょうか。

全国的なことはわかりませんが，大阪高裁管内におきましては，総合防災訓練を年2回実施している裁判所や，最近では，液状化の状況を再現し，職員に理解してもらうような取組を行っている裁判所もあると聞いております。災害備蓄品等につきましては，大阪高裁管内はほぼ同じものが備蓄されております。

一裁判官として勤務した裁判所では，想定されている状況は若干違うかと思えます。東京や，千葉では，帰宅困難ということに対する対策が京都よりも多いように感じます。これは，実際に，その危険性が高いからだと思えます。備蓄品について

は、缶詰の種類とか、若干違いますが、量などは同じような感じがします。

例えば、災害が起きたときに傍聴人がたくさんいる、あるいは、相談者がいるときに、来庁者の方々を含めた訓練とかシミュレーションなど行っていますでしょうか。

実際の来庁者の方とかに参加していただくような訓練は、まだ実施しておりません。ただし、実際の訓練では、職員が来庁者役になっての訓練は実施しております。

かつて私が所属しておりました金融機関の場合では、人命尊重のため、生命、身体の安全を保護するのが第一義で、次に重要なのが、データの保存でした。これが非常に難しい問題だったのですが、裁判所の場合、重要データすなわち、保護すべき、又は保管すべき重要データがあるのかどうか。また、私たちが住んでいる場所のことを考えますと、地域の連帯を前提とするような防災の立場から何かお考えなのかなと思います。例えば、先ほど、避難場所は下鴨中学校、下鴨小学校というお話でしたが、この近辺では下鴨神社の境内が一番広いと思われます。ただし、神社と裁判所となりますと、避難をしようとした場合には、協定書があらかじめ必要になるのではないかと思います。地域の場合には、このようなことが問題になり、避難場所があるにもかかわらず協定が結ばれていないために、連絡がとれない、避難したいのに入れないとなどの問題があります。裁判所では、地域的な連携の配慮がなされているのでしょうか。

1つ目のデータの件ですが、京都家裁の多機能サーバーは、地下室にあり、河川の氾濫による浸水がない限り影響はないと考えております。また、各部署におきまして、定期的にデータのバックアップをとるようになっておりますので、その点につきましても、懸念はないと考えております。なお、データに関しては、裁判所には事件記録という紙の記録があり、一番問題なのは、いわゆる水害による流出です。京都に関しましては、地震による津波が想定されていませんので、あまり心配はしておりません。ただし、全国的に見ますと、事件記録の保管場所を高層階の方へ移す措置を執っている裁判所も多くなってきております。

2つ目の地域との連携の件につきましては、現在、他の官公庁とそれほど連携は執っておらず、京都家裁の課題として考えております。京都地裁は、京都市の防災会議等に出席して情報等をいただいているようですが、京都家裁ではそのようなことは行っていないため、今、お聞きいたしました点につきましては、今後検討していきたい

と考えております。

最近は色々なデータが裁判所の中でも重要性は増しているのです、保存についても考えていく必要があると思います。

検察庁では、取調べ中の被疑者や参考人の方々をどうするかということが一番大きな問題です。南海トラフ地震が発生した場合には、おそらく、その場で中止するかどうかの判断をする余裕がない場合もあると考えています。身柄事件の場合には、警察の留置管理の方がいるので、相談することもできますし、いろいろな訓練も一緒にしています。また、参考人の方については、揺れがおさまるまで待ってもらった後、帰宅できる方には、すぐに帰っていただいたほうがいいだろうと考えていますが、交通機関の関係で一時待機が必要な場合もあると考えています。データの秘密保持の関係がありますので、取調室等のようなプライバシーにかかわる記録がたくさんあるところを待機場所として提供することは困難ですので、会議室のようなところしか一時待機場所として提供することができないのが現状です。これは近隣の方々との関係でもそのように対応することになると考えております。

なお、検察庁に一番近い避難場所は、京都御所になります。かなりの規模がありますので、昼間、晴れていれば、御所で大丈夫だと思いますので、そちらへ誘導することになると思っております。また、京都府庁と京都府警察本部が隣にありますので、府と連携を図っていきたいと思っております。

非常時におけるグッズとして、検察庁では職員がヘルメットと非常袋をすぐ近くに置くようにしています。裁判所では、法廷等にはヘルメットではなく頭巾を備え置いており、さらに防火用の布がついていたので、参考にさせていただきます。

また、検察庁では、地震の際に閉じ込められる恐れがあることから、エレベーターの中にも食料品と水を確保しております。先日急な停電が起きたときに、電子管理している証拠品倉庫に、証拠品担当統括が閉じ込められて出てこられなくなったということがありましたので、何かの原因で電気が止まったときに、機能を停止するものの中に、非常用品が必要だということを感じていたところです。

さらに、大がかりな防火訓練については、業務を中断して行うことが困難なため、それぞれの種別ごとに訓練を行っており、担架を使って搬出する訓練や、A E Dの使用訓練などを消防署に手伝っていただいたりして行っています。また、徒歩又は自転車で30分以内に登庁できる人を初期対応班に指名して、まず登庁したときに、電気、

ガス，水道等の確認，宿直室に設けているパソコン類とか衛星電話がすぐ使えるかどうかなどの確認訓練をそれぞれ1年度ごとに，早い段階で実施しています。

帰宅困難者の関係では，京都市内に住んでいる方はほとんど帰ることができると思定していますが，滋賀県や大阪，神戸のほうから通っている人もいますので，検察庁から京都駅まで，京都駅から枚方まで，枚方から大阪まで，どのくらいで歩けるのかを歩く部分を限定した訓練を計画しています。どこまでの人は帰る，どこからの人はもう帰らないかを分けて，職場に残らざるを得ない人は，そこで寝て翌朝を迎えるということを想定した準備を，また毛布類等が足りるかどうかについて，確認していかなければいけないなと思っているところです。

なお，阪神大震災のときに，神戸に応援に行ったのですが，バイクで応援に行った人たちは，途中で色々なものが落ちていたため，ほとんどのバイクがパンクして，たどり着けなかったということがありました。京都家庭裁判所で備蓄しているノーパンクタイヤ自転車は，すごくいいなあと思いましたので，持ち帰って提案してみたいと思っています。

あと，活断層が震度6ないし7ぐらいの状態で最大限の揺れを示したときに，どのぐらいの被害になるのかを，もっといろいろな研究者の方から教えていただくなりして検討し，想定しておかないと対応できないことを今日勉強させていただいたので，もう少し情報収集をしていきたいと思っています。

仕事が忙しいとなかなか訓練に参加しにくくなるのですが，初期対応班については，例えば，地下の緊急の水道蛇口をひねってみたり，衛星電話もかけてみたりなど，かなり，本気で訓練を行っております。私は災害対策委員長ですが，対策委員会の前に対策事務局のほうで，丁寧に全部一回やってみた上で委員会を開くという形にしています。個々にやってみた人はすごく意識づけができています。消防の関係もそんな感じになっています。

震度5弱以上の場合について，どういう対応にするのかは，マニュアルをつくっており，「揺れたらまずそこで中断して机の下に入る」とか，安全確保をまず行うことをしております。それから，各部において，情報収集して，参考人の方はもう帰っていただくということを原則にしています。南海トラフ地震が発生した場合，京都の被害は大したことないだろうという想像をしていたのですけれども，活断層ということであれば，ちょっと違った想定をしないといけないと思ひまして，その場合にどうい

うふうな対応にするか、まずは、持ち帰って考えたいと思います。

他に御質問や御自身の経験から照らして気づいたことがあれば、言っていただければと思います。

今度、管理職向けに5弱の地震が突然起こった場合を想定した抜き打ち訓練をする予定になっています。

なるほど、それはいいですね。

阪神淡路大震災で、裁判所が被害を受けた、教訓は何かございましたか。

平成7年に起こりました阪神淡路大震災の場合は、神戸地方裁判所、神戸家庭裁判所では、所長の決断で、庁舎を開放して一般市民を避難させたということを聞いております。季節が1月で寒かったものですから、人命にかかわるとして、決断をされたと聞いております。

それから、警察、検察庁から逮捕状の請求がありましたが、それも、できるかどうかという状況でしたが、当時の所長が、すぐやるという決断をされたということで、そういうふうにトップの決断というのは非常に大きかったというふうに聞いております。

阪神淡路大震災は朝の6時前でしたので、執務時間中ではなかったと思います。ですから、人命とか身体の被害というのは、個別の問題だったと思いますけれども、裁判所として物的な被害は特になかったのでしょうか。

すぐに法廷が開ける状態ではなかったと聞いておりますけれども、庁舎が使用できなくなるほどの被害はなかったと聞いております。

東日本大震災のときも、建物にひびが入ったとかはありましたが、倒壊したとか津波に巻き込まれたということはないと思います。裁判所は高台とか地盤のいいところに建っていることもあるようです。しかしそれで安心はできないわけで、今後どのような規模のものが来るかはわかりません。

質問を何点かしたいと思います。まず1点目が、災害といったときに今、地震というのを思い浮かべることが多いのは確かなのですけれども、近年京都の周りできくと、むしろ、水害リスクが非常に高くなっていて、去年の嵐山もそうですが、丸太町でも水があふれて水浸しになったというようなことがあって、地形的に見ますと、水害リスクというのもある程度考えていかないといけないのではないのでしょうか。そういった意味で今度、水害という面からの対策というのは、御検討されてい

るのか。津波がないというのは、おっしゃるとおりですが、河川の氾濫というのは十分ありうるのかなということが一つです。

弁護士会でも、災害対策の対応は考えているのですが、なかなか後手後手で、うまく回ってないのが実際のところ。建物自体は弁護士会館の場合は、比較的新しいので耐震性は大丈夫なのですが、中にあるロッカーや書架などの転倒防止策が間に合っていない。建物は大丈夫でも、やはり書類が多いので、あれが転倒してきたときの人的な被害が、実は、大きいのではないかと考えているところ。裁判所はもっと書類が多いと思いますので、転倒防止の策などはとられているのですか。

あと、業務の継続についてです。先ほど、優先業務を特定しているとおっしゃっていましたが、想定されています震度6程度の地震が発生すると、なかなかすぐに通常業務を行うことはできないと思います。そうした場合に、これぐらいの地震だったらとか、これぐらいの災害だったら審判をどうするかとか、翌日に予定されている期日をどうするかというようなこと、そういった事態の何か一定の対策をされていますか。特に身柄関係も大変ですし、それ以外にも家事のほうで、期日だけじゃなくて期間制限があるものもありますので、災害を考慮してどのようにやっていこうとお考えなのかみたいなことを、もし考えておられることあったらお聞きできればと思います。

水害の対策について、本庁には簡易な土のうを、約350個用意しております。それを用いまして、水害には備えたいと考えております。また、昨年8月中旬、福知山で大水害が発生しまして、それ以後、福知山支部では記録等を、できるだけ上のほうに上げるようにしています。また、1階に記録庫を置いていても、一番下の段や2段目には記録を置かないようにする、といった水害対策をとっております。

なお、転倒防止策につきましては、壁面収納庫等に、転倒防止の金具を、それぞれ設置して、災害が起こったときにも転倒しないように配慮しております。

また、控訴期間とか、そういう期間の伸長とかの問題が発生することは、当然考えられますので、申し立てをしていただいた段階で、こういう理由でということを申告していただき、それに対して裁判官が判断するという形になろうかと思います。

中越地震の震度6弱を経験しました。地震が起きたのは土曜日の夕方でしたが、以後の、期日は、各担当裁判官の指示ということで、調停も全て取り消しをして、職員が電話をかけられるところは全部電話をし、取り消しを伝えました。ただし、連絡がつかず来庁した人に対しては、やむを得ないので対応しました。基本的には、

1箇月ぐらい全部、期日を取り消すような処置をいたしました。いつから業務を開始するか、話し合いをして、大体、このぐらいたてば、各代理人も対応できるであろうと、1箇月ぐらい後から順次期日を入れていった記憶があります。

震度幾つだったら期日をするということは、決まっておらず、どういう状況のときに、業務をやめたほうがいいのか、継続したほうがいいのかという判断はなかなか難しい問題と思います。

そうすると、そういう何かが起こったときに、業務という意味で、弁護士会、検察庁、家庭裁判所、地方裁判所、簡易裁判所も含めて、どんな体制でどういうふうに対応していくことにしましょうみたいなことを協議するような場が、一応あることになっているのでしょうか。

そういう場は、ないと思います。

あらかじめ設定されているわけではない感じなのでしょうか。

家庭裁判所の場合には、一番の問題は、いわゆる少年の身柄です。これをどうするかということは協議が必要になるので、大きな災害になったときに、警察とかと逮捕状の請求とかをどうするか、そういうことは協議が必要になると思います。ただ、個々の事件の進行については、個々の弁護士と打ち合わせをしないと、弁護士会がこうだって言ったからって、個々の弁護士の納得は得られないような気がします。結局は電話連絡で、当事者や弁護士の方から、もう行けないから取り消してくださいと言われることのほうが多いのだらうと思います。それを受けて、変更しているというのが、今までのやり方と思います。

議長のほうからお話がありましたように、事件については、個別判断ということになるのですが、ただ、期日を開いていること等を、どういうふうに広報するのか、一般の人に伝えるかというのが一つの課題で、これについては、特に、いわゆる防災対策訓練で本部のほうの判断の中の一つの課題になっているものでもございます。広報活動をどうするのかということも、特にまだ決まっているわけではありませんが、個別の災害に応じて、こういう業務は継続して行っていますとか、あるいは、もう期日は一律に中止しますとかいうようなことをどういう形で、マスコミを通じて連絡をするというようなことも含めて、個別の災害に応じて、訓練の対象にはなっております。ですから、特に決まったものはないのですけれども、あくまでも個別の事件については、担当裁判官の判断ということにはなるのですが、組織的に対

応していくことが可能なものについては、災害に応じて対策を講じるというような対応をしていくということに、今のところはなっております。

阪神大震災の際に、地元には神戸新聞という、我々の地方紙の仲間がございました、その印刷紙のもとをつくるためのコンピューターが地震で壊れて、うちが協力して、神戸からわざわざ京都に来られて、いわゆる版下って印刷機にかけるもともとの紙面をつくられて、それをまた神戸まで持って帰って印刷機かけてってというようなことを行いました。それ以降、その経験から、京都と神戸が地震など想定しまして災害協定を結んだところ、それ以降、それが有効だということで、今、ほぼ全国の各地方紙及び全国紙を含めて新聞社は、それぞれの隣接の新聞社とそういう協定を結んで、いざというときは助け合いましょうという体制になっております。東日本大震災のときに実際に、岩手、宮城、福島と、それぞれ大変だったのですけども、やはり隣接の府県と協力して印刷等できたというような経験がありました。

やはり、裁判所でなかなかそういうことができるのかわかりませんが、業界内で助け合うというのは、事前の協定として、今かなり進んでいます。新聞社の場合は、そういうのもあります。

今、広報をどうするかというお話がありましたが、阪神大震災の経験で、当時、神戸新聞が生活情報ページというのを毎日つくりました。要は、避難所の場所、水や食糧の配給場所、電気の復旧見込み状況、などを掲載したものです。たとえば家庭裁判所は、しばらくお休みですとか、そういう細かい情報を1ページにわたってざっととにかく書き連ねたページをつくられました。後日アンケートで、被災者の方に、それが最も役に立ったというお話がありましたので、その経験から、東日本大震災の際もそれぞれ地元には、宮城に河北新報、岩手に岩手日報、福島には福島民報、福島民友という地方紙がございますけども、全国紙も含めて、それぞれの生活情報をそこに流したことがございました。ですので、災害が発生した際は、ぜひそういうものを活用していただいたら、住民の方には伝わるのではないかと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

ほかに、御意見はございますでしょうか。

災害が起こったときに、それぞれ班に分かれて活動されるということですが、お互いはよく知っておられると思うのですけれども、一般の方が逃げ込んでこられたと

きに、その方が、裁判所の職員の方なのか、もしくは、同じ被災者なのかが、わかりにくかったり、誰に何を聞いていいのかがわからないのかなと思います。そこで身分を証明するものの準備はしておられるのかをお尋ねしたい。

身分を証明するようなものは、特に用意しておりません。職員が、自分がどのような役割を担っているかは、業務継続計画であるとか、防災計画、あるいは、消防計画とかにつきましては、庁内ホームページのほうに掲載しておりますので、常に自分がどのような役割を担っているのかということ把握していただきということは周知しております。

ただ、今、御指摘がありましたように、来庁者の方がいらっしゃるときに、災害が発生した場合、この職員はどんな役割を担っているのだろうかとか、そういうところは、外からはわからない状況となっております。今後の参考にさせていただきたいと思えます。

大きな災害になりますと、まず、京都府、京都市の災害対策本部が立ち上がりますので、そこに一番に情報が集約されるのが一つですね。それから、府警も当然災害の情報等が入りますので、我々は、当然、その災害対策本部、それから、府警本部の情報、それから、京都市消防局と、消防ですね、この三つが最も情報が集約される場所ではありますので、何か発生した場合に、まず、記者を派遣するのは、大体、その三つが中心になります。いざというときは、行政、京都府、京都市、それから、警察、消防、この三つが一番に大体派遣するところですね。あとは、ライフラインで関西電力、大阪ガス、それから、JR、このあたりは当然、記者を派遣します。

検察庁のほうでは、職員の人からのアイデアで、首から提げる識別票カードに笛がついています。逃走防止の関係もあって、これを必ずかけていなさいということになっています。これを見れば職員かどうか、見分けがつくのと、あと来庁者は丸い標章をつけて入っていただくことになっています。あとは、修習生がそれ以外でいるのですけれど、修習生は修習生バッチをつけているので、一応、そういう形では対応しています。本当に、建物が壊れてしまうような場合に、笛で、居場所を知らせる等、そんなことを昨年度、みんなからいろいろアイデアを出して、毎年、更新して新たなことをやっています。

司法書士会からしますと、裁判所は非常に進んでいるなという感じでした。

司法書士会員 560 名おりますけれども、事務職員は 6 名の、いわゆる中小企業でございませう。防災訓練という意味では、会館に専従している事務職員を中心とした防災訓練と京都府下全域に散らばっている会員の安否確認等を行うという場面がございまして、東日本大震災のとき、私がちょっとショックを受けたのは、特に、被害が大きかった宮城、岩手、福島の中で、宮城県の司法書士会の会員の安否確認が 3 分の 1 近くが 1 週間ほど確認とれなかったということがございまして、結果的には、宮城県司法書士会の会員の中では死者は出なかったんですけれども、そのような状態ではまずいということで、京都司法書士会でも会員向けの安否確認等を速やかに行いたいと考え、体制の構築を図っているところではあるのですけれども、まだ、いまだに遅々として完備しないという状況にございませう。京都が大規模な大地震以外はそういった被害に遭いそうにないということで、皆さんがちょっと安心しているのかなというふうなところで。

ちなみに言いますと、京都には同じような団体が 10 団体ございませう。弁護士会、税理士会等。防災の問題、話題に出ましたけれども、どの団体もほとんど、それ以来手つかずという状態で、そういった防災について、一緒に取り組もうということでの協議会を別途設けてはいるのですが、そこでもなかなか進んでいないということのようです。

2 年ほど前、山梨県が大雪で三、四日、社会から隔絶されたときがございまして、そのとき、地元の新聞社が特設のホームページで情報を掲載されて、新聞ですら配布できない状態だったということもあるのですが、すごく参考になりました。そのときは、私の知り合いがたまたま山梨に行っていて、そこに閉じ込められていたということもあって、私もちょっとまめに気にしていたということもあるのですが、そういった意味では最近、そういった状況でもフェイスブックなどの SNS を通じて情報発信される方が多くて、被災地域の状況がリアルタイムにわかるというふうな場面で活用されています。そういったフェイスブック等がこの家庭裁判所における防災の取り組みにどういった活用の仕方があるのかというのはちょっとすぐには申し上げることができませんけれども、何らかのヒントが隠されているのではないかなと思った次第です。

災害のときは心のケアが最近よくいわれて、いろいろとそういうマニュアルの作成を検討したりしているのですが、大体がうちの建物が地震にもう全然耐えられな

いというのがわかっていまして、心のケアの前に自分たちが生きるか死ぬかというのがまずあって、ちょっと、えらいことなのです。一応、京都市としては心の健康増進センターを含めて、数年のうちに建てかえをというふうなことは今、進めているところではあるのですけれども、なかなか対応が行政、特に、京都市はやっぱり何だかんだいって貧乏なので、十分できないところでもありますけれども、きょうお話を聞かせていただいて、できる範囲のことを自分たちの命を守るということも含めてですが、考えないといけないのかなということを思っておりました。

本日も、皆様に本当に貴重な多くの意見をいただきまして、どうも、ありがとうございました。皆様本当に御多忙な中、こちらに来ていただいて、時間をとっていただいたことに対して、本当に感謝申し上げます。今日、委員の方々からいただきました意見については、すぐには対応できない問題もありますが、根本的な問題点だと思う点も数々あります。すぐには御期待に応えられないかもしれませんが、裁判所として防災対策についてもよい方向に向かっていきたいと思っています。今後とも、皆様、御協力のほど、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。